組回覧

秦野市ごみ減量通信

第 21 号

平成24年3月26日発行

発 行

秦野市清掃事業所資源化推進班(秦野市桜町1丁目3番2号) 電話:82-9619(直通) 粗大ごみ・剪定枝戸別収集受付電話:82-0053(秦野市名古木409番地:清掃事業所内)

E-mail: seisou@city.hadano.kanagawa.jp

市民の皆さんに、秦野市のごみの現状を知ってもらい、ごみ減量等の大切さを理解していた だくため、『**秦野市ごみ減量通信**』を発行しています。

平成 24 年 4月から

粗大ごみのうち、再使用可能なものをリユースします!





市民のみなさんが、清掃事業所に 持ち込まれた粗大ごみのうち、まだ製 品として使えるものをリユース事業者 に引き渡します。

ごみとして排出されていたものが、 再使用され有効に利用されます。

※粗大ごみを持ち込む際に、キズや破損等に気をつけていただくとリユースされる可能性が高まります。

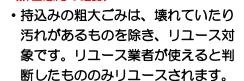
市民

市民の承諾

秦野市

リユース事業者





- リユースされることを希望しない場合は、お申し出ください。
- 粗大ごみのため、通常どおり<u>300</u>円/個の手数料が必要です。
- 売却益は市の歳入となります。



リユース可能な 物をストックヤ ードに保管



リユース製 品の可否を 判断









廃食用油のステーション収集について

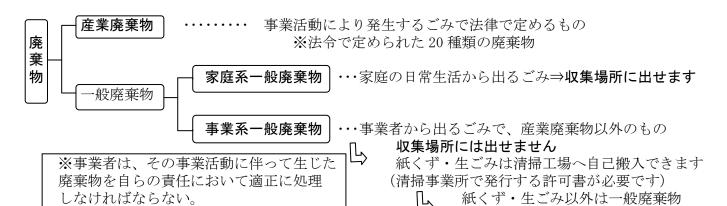
廃食用油は、精製処理し、ディーゼル燃料や配合飼料、インク・塗料、石鹸などに資源と して活用することができます。

効率的な廃食用油の回収を実施し、廃食用油の資源化を推進するため、「不燃剪定枝の日」 にステーション収集をしています。収集日にペットボトル等透明な容器(ビン類は除く、) に入れて収集場所に出して下さい。(ふたで密封してください。)

事業系一般廃棄物の処理について

事業系ごみの減量と適正処理をお願いします

商店・会社・飲食店などから出る事業系ごみは、ごみの種類(可燃・不燃・資源) や量の多少にかかわらず市内のごみ収集場所には出せません。



- ◎学生寮等の食堂からでたゴミは、事業系一般廃棄物です。ただし、各部屋で個人的に飲食をすることにより発生したゴミは家庭系一般廃棄物です。
- ◎店舗を兼ねた住宅の場合、収集場所には、住宅から出るごみは出せますが、店舗から出るごみは出すことができません。

◆ ごみ袋が寄贈されました

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

財団法人 小田急電鉄事業団から、ごみ袋が寄贈されました。

このごみ袋は、6月に行われる「ゴミゼロクリーンキャンペーン」や、自治会や清掃ボランティアが行う美化清掃などの環境美化活動にて活用します。

袋をお渡ししますので、使いたい団体は清掃事業所 までお越しください。

(各団体20枚程度まで。なくなり次第終了します) また、各自治会や清掃ボランティアなどで美化清 掃を行う予定がありましたら、行う日時、ごみを置 く場所、ごみの量をあらかじめ清掃事業所までお伝 えください。



収集運搬業者に依頼してください